

## 地域学試論(その3-1)

— 保護—被保護関係と伝統的価値観—

Preliminary Essays on Regional Science  
(Part - )

副学長 田中 忠治  
TANAKA Chuji

はじめに

本小論は、タイという国を対象にして、地域学を構築しようとする「地域学試論」の(その3)になる。すでに本紀要第2巻の「地域学試論(その1)」「以下(その1)という」で「経験的事実と全体の先取り」について、本紀要第3巻の「地域学試論(その2)」「以下(その2)という」においては「イデオロギーと人間関係」について述べた。この(その3)では、(その2)で明らかにされたアユタヤー王朝のサクディ・ナー制度下で生成した人間関係(保護—被保護関係)が、なぜ今日まで継承されてきたのかについて、「保護—被保護関係と伝統的価値観」という観点からみていきたい。

すでに(その2)で述べている通り、私の考える地域学は、地域を有機的組織体(システム)として捉えて、地域を構成する諸要素の相互依存関係にみられる斉一性、規則性(諸要素の相互依存関係を条件付けているもの)を究明し、地域全体のメカニズムを把握しようとするものである。

そして、その接近方法としては、人間関係と制度に着目している。人間関係のあり方はその社会の思考、行動様式の基準となっている伝統的価値観によって規定されているとみる。一方、社会を構成する諸要素は、制度を通じて構造化され、一つのシステムを形成しているとみている。その制度なるものは人間によって運営、運用されており、人間関係によって規定されるものである。とすれば、社会を構成する諸要素の相互依存関係にみられる斉一性、規則性、あるいは諸要素の相互関係を条件付けているのは、その社会の種々の制度を動かしている人間関係であり、その人間関係を生み出している伝統的価値観であるということになる。

したがって、(その2)でも述べたが、私の地域学の展開をキーワードで示すならば、「(社会を秩序付けた)イデオロギー 文化の変らざる位相(伝統的価値観) 人間関係 制度 社会システム 社会変容」となる。

(その2)において、政治支配的イデオロギーがどのような秩序意識を生み、それがどのような人間関係を作り出したかについて考察した。その概要は、次のような内容であった。アユタヤ

一王朝のトライローカナート王時代にサクディ・ナー制度が法制化され、中央集権的専制国家が成立した。国王による専制的支配を正当化するために、王制イデオロギーが、仏教の正法王思想とバラモン教の神王思想を統合したブダ(仏陀)神王思想によって作り出された。この王制イデオロギーが、民衆の世界観(サイヤサートの二元的世界観)によって受容されて、社会通念、道徳を生み出した。積徳と威力の量で社会的地位の序列が決まっており、上の者は下の者に慈悲を垂れ(持てる徳を分け与え)、下の者は上の者の徳(慈悲)にすがって生き、上の者は威力を有する者であり、畏怖の念をもって服従しなければならないとする秩序意識が定着した。そして、その結果生まれたのが、保護-被保護関係という人間関係であった。

また、(その2)で触れた通り、今日のタイにおける社会一般に広く見られる人間関係は、これまでの社会学の調査研究によると、保護-被保護関係となっていることが明らかにされている。

(注<sup>1</sup>)現在の保護-被保護関係について、タイのワンラック教授(Wanrak Mingmaninakhin)は、次のように述べている。「サクディ・ナー制社会における二階層への分裂、すなわち支配階層と被支配階層への分裂から、保護-被保護制度(patron-client system)が生まれた。この制度は、不平等な利益の交換の上に成立する関係であった。現在においても、この型の関係は、タイ社会いたるところに存在している。ただ、昔と若干違う型の利益交換となっているだけである。すなわち、支配階層が、昔はチャオ(王族)とナーイ(貴族官吏)であったのが、政治家、軍人、官吏、商人に変わり、一方の支配階層が、プライ(平民)とタート(奴隷)から、農民と労働者で構成される、プー・ノイ(小さい人)、ルーク・ノング(手下の者)、コン・チャイ(使用人)に変わっているだけである。」(注<sup>2</sup>)

また、ガーリング(John Girling)は、「保護者(patron)-被保護者(client)という関係は、多くの観察者によれば、タイ社会の底辺からトップまで、全てを覆い尽くしている。」(注<sup>3</sup>)とし、ネハー(Clark D. Neher)とゴラート(Ernst W. Gohlert)の記述を引用している。前者は、「タイの官吏は、保護者-被保護者の交換関係のネットワークで統合されている。その関係は、官吏達はこの関係で相互に結びついて行動しているし、また、商業、農業、労働、上流階級、知識階級等にみられるの社会関係も、この結びつきで行動している。」(注<sup>4</sup>)と述べている。後者は、「絶えず移り変わっている保護者-被保護者のネットワークは、今日権力構造の基盤として受け継がれている。その結果、人々は階級的な地位を意識し、下の者は自分達のボスを喜ばそうとする。そして、人々は、そうすることによって、ボスから愛顧を受けることを望んでいる。タイ社会は、この行動類型で満ち溢れており、しばしば汚職となって現れ、非難を浴びて、現代的な諸勢力と衝突を繰り返している。」(注<sup>5</sup>)と述べている。

このように、アユタヤー時代のサクディ・ナー制下の保護-被保護関係が、サクディ・ナー制度が崩壊している今日まで受け継がれてきているとすれば、どのようにして受け継がれたのか、それを解明しようとするのが、本小論のねらいである。

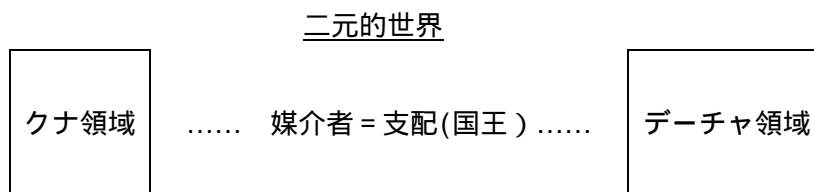
タイでは1932年立憲革命と呼ばれる革命団(少壮官吏、軍人等)による無血クーデターによって、専制君主制が立憲君主制と変わり、サクディ・ナー制度は完全に廃止されている。それにもかかわらず、サクディ・ナー制下の保護-被保護関係が継承されてきているとすれば、この関係を創り出した秩序意識が、伝統的価値観となって、何らかの型で温存されているからであろうことは推定できる。このことを検証できれば、今日の保護-被保護関係とサクディ・ナー制下

の保護—被保護関係の関連が解明できるであろう。その検証の手がかりを与えてくれるのは、タイ王制の支配原理である。専制君主制から立憲君主制に変わったとはいえ、タイ王制は依然として健在である。タイ王制の支配原理が現代政治においても継承されていることが分かれば、その原理を支えていた王制イデオロギーが再生産され、その結果として、古い秩序意識、伝統的価値観が温存され、サクディ・ナー制社会崩壊後も、保護—被保護関係が受け継がれて来ていることが証明できるであろう。

### タイ王制の支配原理

(その2)で述べたように、アユタヤー王朝時代に支配階層に創り出された王制イデオロギーが民衆によって受容されたのは、サイヤサートの二元的世界観からであった。すなわち、クナ(善徳)領域とデーチャ(威力)領域の二元的世界観から、クナ領域において正法王思想で粉飾された国王と結び付き、デーチャ領域において神王思想で粉飾された国王と結び付き、二つの顔を持った国王が、二つの世界領域を取り結び、つまり媒介する存在として、民衆が受け入れたのである。言葉を換えれば、国王が世俗内超越者として二つの世界領域を一元化する存在となって、国王の支配が正当化された。

かくて、作り出されたのが、タイ王制の支配原理である。図表化すれば、下記ようになる。



一方、二つの領域、すなわちクナとデーチャの領域を取り結びのが支配者であるという認識は、タイ王制の支配のあり方を規定することになった。この二つの領域から民衆が抱くにいたっている願望を充足させるため、支配者(権力)は種々の制約を受けようになり、それによって支配(権力)の性格が規定されるようになっている。この二つの領域から、支配のあり方がどのような制約を受けているかを見ることにしたい。

クナの側面からの制約 クナ領域との関連で、国王が求められてたのは、最高の徳を有する存在でなければならないということであった。それを証明するために使われた手段は、仏教の最高の擁護者として行動し、十王法を遵守していることを知らしめるということに集約されていたように思う。

仏教の最高の擁護者として行動するということは、寺の建立、修理、サンガ(仏教教団)の維持等を行うことであった。サクディ・ナー制社会においては、サンガに属する人々の生活を維持するために田畑を耕す寺奴隷(カー・プラ)を分配したり、また、現代でもカティンという仏教儀礼の際に、僧衣を僧に寄贈するなど、仏教の擁護者としての立場を堅持している。

十王法思想は、転輪聖王思想から来ているものである。先述した通り、王制イデオロギーの基盤を創出したと考えられるリタイ王(在位：1347年－1367年から74年間)の三界経で、正法王をインド神話に出て来る正義で全宇宙を支配する理想的帝王＝転輪聖王として描き出している。この転輪聖王は、ただ古くから功德を積んできた人であるだけでなく、この世において徳を実践されている人でもあるとされ、十王法を遵守して行動するが、王の使命とされていた。この故事からきているのである。

この十王法を遵守するのは、タイ王室の慣行となってアユタヤー王朝から、現王朝の今日の国王ラーマ9世まで受け継がれてきている。十王法の内容は次のようになっている。

1 布施(tham)：支配下にある人々の利益となるために自利を捨てる。支配下の人々の安定、安全、良き生活(クワームユー・ディー・クワームギン・ディー)、繁栄等のための業務に自らを捧げることである。

2 持戒(sin)：正しさを維持することを意味する。品行、行状の両面で優美さの見本となり、支配下の人々の崇敬的となるよう、正しさを堅持することである。

3 犠牲(boricak)：国民の利益、幸せのため、また、国民の平穏無事のために、身を犠牲にして義務を遂行するという意味である。

4 誠実(achawa)：忠実に、正直に義務を遂行し、国民を欺くようなことをしてはならないという意味である。

5 温和(maithawa)：精神面の常なる安定を意味し、煩惱に溺れることなく、性欲をそそるようなものに心を奪われることなく、業務を完全に行うよう心がける。

6 不怒(akkota)：怒りや不愉快な感情で溢れるような精神状態にならないようにし、常に理性に溢れ、柔和で平静な心で業務を行うことを意味する。

7 不圧(awihingsa)：権力を乱用して抑圧、弾圧をせず、常に慈悲心を持ち、憎悪をもって、国民を虐待したり、罰しようとして、あら捜しをしてはならない。

8 苦行(tapa)：煩惱に溺れず、どんな性欲をそそるものにとらわれず、修道者のような生活をし、完全に義務を果たすよう心がける。

9 忍辱(kanti)：正しく、公正に義務を遂行するよう努力し、それに対して障害となるようなすべてのことに耐えることを意味している。肉体、精神の両面での困苦に屈してはならないということである。

10 不誤(awiroot)：これは仏法にもとるような行為をしないという意味である。国家と国民の幸福、利益を考え、三惑(むさぼり、怒り、愚かさ)によって不公平が生じることのないよう、法(ダルマ)の原則および良き支配者の伝統、慣習に従って支配することである。(注6)

リタイ王は、この十王法を遵守するのが、正法王であるとしたのであるが、彼自身、この法に従って統治を行おうと努力した人であった。彼の統治を書きとどめている碑文に、次のように書かれている。

「この王は、十の王の戒律を守って国を治める。王はその臣民全てを慈しむ。王は、他人の米をみても、それを不法に奪うことなく、他人の富をみても、腹を立てない。……父親が死ねばその子に父の財産を所有させ、兄が死ねば弟にその財産を所有させる。王は、悪事を働いた者に対して、その罪がいかなるものであっても、死ぬまで打たせるようなことは決してさせない。敵の

将軍や兵士を捕らえると、殺したり打ったりしたことは一度もない。王は、彼らを衰弱と滅亡から救うために、留めて食を与えた。王を殺すために、王の食事に毒を入れたりするような、無礼な不忠者を捕らえたとしても、王は、彼らを殺したり打ったりは決してせず、王に対して悪意を示す全ての者に対しても慈悲を垂れる。王が自分の感情を抑え、怒りが生じた時にそれを抑える。それは、王がブッダになることを望み、全ての生き物が転生の悩みの海を越えるように導くことを望んでいるからである。」<sup>(注7)</sup>

この碑文の一節は、正法王思想にもとづく国王の支配のあり方を書き記したものである。後に、アユタヤー王朝になって、正法王とバラモン教の神王思想と統合されて、ここで見るような、完全に十王法に従っての統治はなされなくなっている。しかしアユタヤー王朝(1569年-1769年)、トンブリー王朝(1767年-1782年)、現チャクラー王朝(1782年-現在)と、この十王法に従って統治をするというのが、王室の伝統となり、各王朝の国王の支配を正当化する重要な手段となってきた。

現王朝の始祖であるプラプッタ・ヨートファ王(ラーマ1世:在位1782年-1809年)は、ナーイ・トンドゥアンという一般人でありながら、王位をトンブリー王朝のタークシン王(在位:1767年-1782年)から篡奪して国王となっている。それで、自らの支配を正当化するため、大変な努力を払った。その正当化にあたって、彼はアユタヤー王朝の王制イデオロギーを使っている。彼は、その当時伝承されていたアユタヤー王朝の法典と自らが制定した法律、勅令を、合わせて三印法典(コットマーイ・サーム・ドゥアン)を編纂している。彼が、新たに発した勅令は、45項目に及ぶが、その勅令の前文や、その勅令に布告者として自分の名前を記するにあたっての肩書等に、巧みにアユタヤー王朝以来の王制イデオロギーを織り込んで、自らの支配の正当化を図っている。

この三印法典の新勅令は、史料としては確実なものであり、また、ラーマ1世が模倣しようとした、アユタヤー王朝の各国王が、どのようにして十王法を使って、支配を正当化していたかを類推させるものでもあるので、幾つか紹介しておこう。<sup>(注8)</sup>

ラーマ1世が支配を正当化しようとしているのは、特に、王位をさん奪して即位した年に出している勅令においてである。

勅令第34項の前文では、「十王法を重んじ、信仰深く、多くの徳を有する国王であっても、懸命になって、宗教的行事を行い、高位なる僧侶達から、常に説法を受け、種々の戒律を守り、国民や人間一般に幸福をもたらすよう努力をしている。」、そして「十王法を守り、多くの徳を有し、仏法を繁栄するよう5,000年にわたって擁護してきた偉大なる国王」と自分を形容している。第36項では、国王の名前の前に次のような文が付けられている。「……十王法を保守し、最大に優れたる国王が、敵を倒して即位し、王の財産を受け継ぎ、菩薩界に達するよう懸命になって仏道を修行されておられる……」

勅令第42項は、賭博のために動物を争わせるのを禁じる勅令であるが、その中では、次のように記している。「釈迦の弟子であり、最高の十王法を守っておられる国王が、……仏教を懸命になって保護し、国民達の幸福を願って、国民達が四つの仏法の教えを守り、仏法を信仰するよう、布施を施して修行されている。いう通りにすれば、この世において幸福になれるし、死んだ後も天界において、財産を得ることもできるのであるが、官吏や国民達は、現在、未来の罪や苦

難を考へることなく、誘い合つて鬪鶏をしたり、クム鳥を戦わせたりしている。……罪を恐れずに、さまざまな悪行を続け、止めることを知らないと、死後も地獄で長く苦しみ、そして、そこから逃れたとしても、餓鬼として生まれ、火で真っ赤に燃えている鉄棒を持って、互いに殴り合つて、苦しまなければならない。というのは、常に、大きな悪行をやっているので、一人も逃れられずに、皆苦界に落ちなければならないからである。……」

チャイヤナンは国王の支配にあたっての制約を次のようにまとめている。(注9)

「支配者は、絶対的な権力を持つてはいたが、そこには、制約があった。すなわち、支配下の民衆が、国王が十王法に従っているかどうか、注目していたということである。そして、民衆は、古くから、徳、業、運命といったものを信じ、……支配者が前世から徳を積んできた人であり、……全ての民衆は、その徳の力から生じている彼の権力を容認せざるを得なかったが、もう一つの観点……国の栄枯盛衰、自然の異変は、……支配者の徳と全て関連していると信じていた。」

「支配者は、……民衆に対して様々な型で、徳を施している人であることを示さなければならなかった。例えば、寺院の建立、布施等……仏僧、バラモン僧の保護……過度な強制労働をさせないこと、……干ばつや凶作時には、稲作税を厳しく取り立てないこと……」「さらに、支配者が交替した時に、その年の税金を削減したり、税を徴収しなかったり……それは、新しい国王が、以前の国王よりも慈悲心があり、十王法に従っているということを民衆に示したいという意志の現れであった。……それらのことは、民衆の支持を取り付けるためであったが、特に、王位を篡奪して王位についた国王は、より正当化するために、そのようなことをする必要があった。」

デーチャの側面からの制約 先に見た通り、一般民衆は、空気のごとく身边を超自然的力=神靈力に囲まれて生きているとの認識に立っている。国王は、二元的世界を統一する世俗内超越者として、この神靈力をとりなして、民衆の生活の安全と豊かさを保証し得る威力を持つことを誇示しなければならなかった。

それは、種々の方法で行われている。(その2)で触れたイデオロギーの創出に大きな役割を果たしたオンガン・チェナム儀式もその最たるものであった。その他にも王宮内に壮麗なる寺院を建立し、多くの僧侶を招き、仏教儀式を挙行すること。バラモン教の儀式を通じて神から非日常的力の賦与を受けること、神靈力が宿るといわれている物品や動物を所有すること。さらには、具体的に優れた武器を有し、多くの従属する部下を有して、敵を撃ち破ること等である。

このような支配者の有する非日常的な力は、バラミー(波羅蜜)と呼ばれた。バラミーは、そもそも、涅槃への到達度を示すもの、すなわち仏道修行段階の高低を示すものであるが、仏道の修行を通じて得られる非日常的力の意味に使われているのである。このバラミーという言葉が使われるようになったのは、ブッダ神王思想によって、王権が粉飾されるようになってからであろう。それ以前は、バラモン教の神王思想であれば、国王は神の化身であつて、非日常的な力を有するのは当然と考えられていたと思われる。最高の徳を有する国王が、最大のバラミーという非日常的な力を有する者として結び付けられてといつてよいであろう。

国王の名前に、社会、国民の守護神、守護霊を表す呼称がみられるのも、この最大のバラミーを有する存在であることを強調したからである。例えば、サクディ・ナー制度を法制的に確立した、トライローカナート王は、「三界に寄寓する王」の意味であり、チュラーロンコーン王の正

式名は、「天の最高峰、世界の最頂点に立つ王」の意味であり、モンクット王の正式名は、「超越者たる王」の意味である。また、国王の一般的呼称として使われている、プラチャオ・ユー・ホアは、「天上にいる神」である。

ラーマ1世の新勅令は、先ほどのクナの側面と同じように、デーチャの側面からも、自らの支配を正当化しようとしている。王制イデオロギーが、アユタヤー王朝から、現チャクリー王朝へと、どのように受け継がれてきたかをうかがわせるので、幾つか挙げておくことにする。(注<sup>10</sup>)

第12項は、プライ達が任務を逃れようとすることに對しての罰を定めている勅令である。

「国についての慣習は、古くからのものを受け継いできたものであるが、このように、仏僧、バラモン僧、そして国民が、この国土において居を構えて幸せに暮らせるのは、国王の威力、バラミーのお陰である。つまり、国土を敵の侵略、破壊から守り、統治下さっているからである。それによって、仏僧、バラモン僧は存分に修行することができ、国民も家を建てて幸せに暮らして、布施を行うことができ、仏教がますます隆盛し、国民も、毎日、毎日、それを崇めることができるのである。……」

「国王の御威力、バラミーが傘となって国民を覆っているので、衆生に対する恩恵は計り知れないものがある。国民、プライ達は、国王に忠誠を誓い、懸命に公務に従事し、恩返しのために誠実に自分の労働力を国王に捧げるのは、当然のことである。……」

「もしも、御威力、御恩を知る者ならば、忠誠を誓い、国王の言葉を畏怖し、未永く恩に報いるために、逃亡しないで、懸命になって公務に従事するであろう。しかし、怠けて、恩を知らず、そして国王の言葉を恐れない者ならば、公務を放棄してしまうであろう。……それで、もし、規定にもとづいて処罰をしないならば、彼らは、ますます増長し、一生懸命に公務に従事している人の意気を阻喪してしまうし、……国の政治を駄目にしてしまう。……」

第24項の勅令は、商人が、主人が戦争に行つて残された妻子に高値で米を売りつけて不当な利益を得ようとするのを禁じるものであるが、その中に、次のような記述が見られる。

「……9月になって、雨が降らず干ばつであることが分かって、米の値段が1クィアン当り3タムルグ値上がりとなった。……国王が雨乞い儀式を行うよう指令し、儀式を行うと、天の神が大雨を降らせてくれた。……これは、国王の祈りの力と徳のお陰で現れた現象である。それなのに、夫が戦争に行つて残された妻子に対して、慈悲もなく、強欲に値段を釣り上げるようなことを行うべきであろうか。彼らは、国王の御徳(プラ・クン)と御威力(プラ・デート=デーチャ)を考えずに、まるで、王都に住んでいる人達が飢えて死んで行くのを見捨てているようなものである。国にとって望ましいことではない。それで、お互いに値を釣り上げて米を売るのを禁止する。……」

北タイの歴史を調査したカイ(Kay Mitchell Calavan)は、デーチャの側面からの制約について、次のように述べている。

「東南アジアの仏教国家において、現実に権力を掌握している人は、彼の支配圏内での人間の生活と超自然的存在者との間をとりなす責任があるという逃れ得ない使命を持っている。超自然的存在者は、直接的に物質的世界の状態に影響すると思われていた。成功しようとする指導者は、絶えず、呪術的力を必要とした。これらの力を蓄える一つの方法は、地方の寺を数多く建立して、僧侶を招き、仏教儀式を多く行うことであつた。超自然的力への努力のもう一つの方法は、特殊

能力について特別な知識、また種々の護符、魔除を取得することによってであった。社会的保護のための呪術的力を蓄える第三の手段は、超自然的力についての知識をもった俗人専門家を、王家の館(クム)の中で住ませるよう招くことであった。支配者の個人的権力および功德は、国家の状況によって証明された。国家に悪い自然状況あるいは政治状況があるということは、支配者の力の欠如の証明であった。それ故、自然災害の期間、支配者は、彼の力を証明すべく、また、その状況を改善すべく、儀礼その他いろいろな行動をしきりにとっている。」<sup>(注11)</sup>

### 支配(権力)の特徴

クナとデーチャ両側面から制約を受けて、支配を正当化しようとするところから、その支配のあり方は、ある特徴的性格を持つことになった。

先ず第一の特徴は、政治権力が一カ所に集中する傾向があるということである。支配者(政治権力者)は、クナとデーチャの領域を統一する世俗内超越者として、位置づくために、権力の中心は、一ヶ所(国王、あるいは国王の住む王都)に集中して存在しなければならないからである。

ファン・フリートは、プラチエーティラート王(在位:1628年-1629年)が、貴族官吏達が、オークヤー・カラホームを助成していることを知って激怒し、「わしは決意した。シャム(タイの旧名)にはただ一人の王がいるべきであり、その王というのは、このわしのことである。オークヤー・カラホームは、第二の国王とでも思っているのか」と言ったと記している。また、ナットウティは、「いずれの国も、国王たる王が二人あれば民衆が苦しみ、その国に災いあり、国の存続は危うかった。」と述べている。<sup>(注12)</sup>

第二の特徴は、支配に正当性も正統性もないということである。この特徴は、クナの側面からで、国王、すなわち支配者は最高の徳を有する者でなければならないとされていたが、この徳、あるいは功德の概念内容から生まれている。

先にふれた通り、タイ人は、王制イデオロギーによって、地位と存在は、前世からの積徳の量によって決まっているとの信念を植え付けられてきた。しかし、この前世からの功德は、この世で、より高い地位、位階を持たせることにもなる。その一方、その積んできた功德が枯渇する時に、その人間は悪行を積んだと同じ結果となり、その地位から転落することになると考えられている。人間は、自分が積んできた功德、悪行の結果が、どのくらい多いのか、また少ないのか知ることができないから、よい地位にある人も、功德を積んで行かなければならないということになる。

国王の地位も同じであって、誰にも、これまでの積徳の量がどのくらいあるのかは分からないので、国王になった人は、その地位に就いた時に、初めて最高の徳を有する人間であることが分かるのである。そのことは、支配者になるのには、正当性も正統性も必要としないということを意味している。極端に言えば、誰でも国王になれるのである。国王になってから、その地位にふさわしい徳のあるところを見せ、また徳を積んで、その徳が枯渇しないように努力すれば、それで良いということになる。

第三の特徴は、国民の生活を常に安定した状況で維持しなければならない。つまり、国民のクワーム・ユー・ディー・ギン・ディー(良き生活、良き食事)を保障しなければならないということである。デーチャの側面から、国王、すなわち支配者は、世俗内超越者として、超自然的な神



霊力を取り成して、民衆の生活を保証し、豊かにしなければならないということ、つまり、支配者は、人々が恐れ、崇拜しているさまざまな神霊力を、自らの支配のために使い、あるいは利用することができる力を持たなければならないということから生じている。

もし、国が衰退したり、天災に見舞われたり、天候異変が起きたりして、民衆の生活が困苦に落ち入るようなことがある場合、神霊力を取り成す、あるいは使いこなす支配者のバラミーの不足、いうなれば、積んできた徳が枯渇したと判断されることになる。

国王が十王法守らず、徳が枯渇した時に多くの異変が生じる模様を読んだ“古都アユタヤーの予言”という長詩(プレーング・ヤーウ)がある。この長詩は、ナーラーイ王時代の頃の作と推定されているが、定かでない。現王朝になっても、人々に言伝えられて来ている。

「国王が十王法を守っていないために  
十六の不思議な苦難が生じる  
すなわち、天変地異が  
全ての方角で生じる  
雲は火となって燃える  
全ての小国に異変の兆しが現れる  
川は鳥の血のように赤くなる  
大地が狂って、空が黄色になる  
ピー・パー(悪い精霊)が国に侵入して宿る  
ピー・ムアング(良い精霊)は森へ出て行ってしまふ  
ブル・スア(守護神)は逃げて行ってしまふ  
死神が入って来て身内になる  
地の神は、熱い胸を打つ  
死神の胸は焦げるほどに燃える

夏でもないのに異常に暑い  
風のない季節なのに風が吹く  
冬でもないのに異常に寒い  
雨季でもないのに雨が降る

信仰深き人が悪人に負ける  
味方が愛を裏切る  
妻が夫を殺す  
下劣なる人間が高貴なる人の地位を破壊する  
弟子が師と争う  
偉大なる人がプー・ノーイ(小人)に騙される  
無頼の徒達が徐々に権力を奪う  
徳のある人が権力を失う

知識人は哀れな地位に落ちる  
瓦が浮かんで流れ  
瓢箪が水に沈む

国のいたる所で  
混乱が生じ  
全ての兵士は心細くなり  
男女は不安になり  
僧達も心が熱くなり  
悪いことが次々と起こる  
混乱し、殺し合いになり  
人間が山ほど死んで行く  
川が涸れて道になる  
都には虎の棲む森のように木が生い茂ってくる

アユタヤー国は、もうすぐ崩壊することになるう  
5000年の歳月を数える前に  
三法の光が消えてしまう  
いままで幸せで、天国のように楽しかった国アユタヤーは、  
乱れ、悩む国になり  
日々崩壊して行くであろう」(注13)

この長詩にみられるように、何か天変地異が発生したり、天候に異変があっても、それは全て、国王の徳＝バラミーの故と見るというのが、一つの特徴となっている。

第四の特徴は、支配の正当化にあたって、支配者が支配下の人々に対して示す行為は、抽象的なものでなく、極めて具体的であるということである。信賞必罰で、クナの領域の関連で、一般民衆のクワーム・ユードー・ギンディーを維持するために、布施をし、寺を建てる等して、慈しむ(ハイ・クン＝恩を施す)が、一方厳しい罰、例えば財産の没収、死刑等を科する(ハイ・トート＝罰を与える)。このことについては、先に、チャイ・ルアングシンの北タイと南タイの支配原理の比較で見た通りである。

#### 繰り返された王位篡奪

ここで、タイ王制の支配原理の特徴として、4点を挙げた。これらの諸点を総合して言えることは、タイの支配者の地位は、名目的には絶対的ではあったが、実質的には、非常に不安定であったということである。特に、支配権力には、正当性も正統性もないということが、その決定的要因であったように思われる。その不安定性を裏付けるのが、アユタヤー王朝時代における、激しい王位篡奪の繰り返しである。

アユタヤー王朝時代は、1349年から1767年の崩壊まで、417年間続いたが、その間に33代の王が王朝を支配した。(歴代王とその治世については注記を参照)<sup>(注14)</sup>

1569年の第一回目の王都崩壊までも前期アユタヤー王朝とし、それ以後を後期アユタヤー王朝とすれば、前期王朝が16代の国王、後期王朝が17代の国王が支配している。この33人の国王のうち、力によって王位を篡奪した、つまり血統に従って王位を継いでいない国王が16人にも達している。この内、無血で王位を奪った者が3人、後の13人は、いずれも流血をともなうものであった。その内容は下記の通りである。<sup>(注15)</sup>(なお、王名にタイ語をローマ字化して付記するのは煩雑となるので、省略させていただいた。)

#### a) 無血での王位篡奪

(1) プラ・ラーメースワンとクン・ルアング・ブラグア(ポロマラーチャーティラート1世)間の権力争い。

プラ・ラーメースワンは、アユタヤー王朝の初代国王プラチャオ・ウートーング王の息子である。ウートーング王が崩御した時、1365年に即位、1年だけ国を統治するも、伯父(母の兄)のクン・ルアング・ブラグアによって王位を譲るよう圧力をかけられ、彼に王位を譲って、自分はムアング・ロップブリーに戻り、その地を統治した。

(2) プラ・ラマラーチャとプラ・ナカリントラーティラート間の権力争い。

クン・ルアング・ブラグア(ポロマラーチャーティラート1世)が崩御した時、彼の息子、プラチャオ・トーンランが、王位に就いたが、7日間だけで、プラ・ラーメースワンが、この国王を処刑して、自らが王位に就いた。

このラーメースワン王が崩御した時、彼の息子、プラ・ラマラーチャが王位を継いだ。しかし、14年間国を治めただけで、貴族官吏に王位をプラ・ナカリントラーティラートに譲るよう圧力をかけられ、彼に王位を譲っている。このプラ・ナカリントラーティラートは、クン・ルアング・ブラグアの弟の息子で、アユタヤー王朝の第6代王になっている。

(3) プラチャオ・ウトゥムボンとプラチャオ・エーカタット間の権力争い。

プラチャオ・エーカタットは、アユタヤー王朝最後の国王として有名である。プラチャオ・ウトゥムボンとプラチャオ・ボロムコートの二人は、プラチャオ・ボロムコート王の息子で、エーカタットは兄であったが、賢明でなく、素行が悪かったため、父王はウトゥムボンに王位を継がせた。しかし、ウトゥムボンは、王位に就いて、一ヶ月あまりで、王位を欲しがる兄にそれを譲り出家してしまっている。

#### b) 流血をともなう権力争い

(1) プラチャオ・トーンラン(治世1388年)第4代王

彼は、第3代王クン・ルアング・ブラグアの息子であり、ブラグアが崩御した時、7日間だけ王位にあったが、プラ・ラーメースワンによって殺害されて、ラーメースワンが王位に就いた。

(2) プラ・ポロマラーチャー2世(チャオ・サムプレー)(治世1424年-1448年)第7代王

第6代王プラチャオ・ナカリントラーティラートには、三人の息子がいた。チャオ・アーイ

プラー、チャオ・イープラー、チャオ・サムプラーであった。プラチャオ・ナカリントラーティラート王は、その治世中にアーイ・プラーをムアング・スパンブリーの統治に送り、イープラーをムアング・プレーの統治に送り、サムプラーをムアング・チャイナートの統治に送っていた。ナカリントラーティラート王が崩御した時、アーイプラーとイープラーが王都に兵を送って、王位を奪い合った。騎象戦でこの二人の王子が命を失い、残ったサムプラーが王位を継いだ。

(3) プラ・ラッサダーティラートクマーン(治世1533年-1534年)第12代王

第12代目の王プラ・ラッサダーティラートクマーンは、プラ・ボロマラーチャー4世の息子である。父王が崩御した時に、僅か5才で即位したが、たった1年でプラ・チャイラーチャティラートによって、処刑されている。そして、そのチャイラーチャティラートが第13代王として即位している。

(4) プラ・ケーオファー(治世1546年-1548年)第14代王

プラ・チャイラーチャティラートの息子で、僅か11才で即位したが、二年後に、母親の愛人であるクン・ウォラウングサーティラートによって殺害された。

(5) プラ・シーサーオワパーク(治世1620年)第20代王

プラ・エーカトッサロット王の息子で、第20代王として即位したが、1年も経ずに腹違いの弟によって処刑された。その弟が第21代王のプラチャオ・ソングタム王である。

(6) プラ・チェーターティラート(治世1628年-1629年)第22代王

プラチャオ・ソングタム王の息子であったが、王位を継いで一年も経ずに、プラー・カラホームに殺害されている。

(7) プラ・アーティットウオング(治世1629年)第23代王

プラ・チェータティラート王の弟で、僅か9才で即位したが、たった28日間で、プラー・カラホームに殺害された。このプラー・カラホームが第24代王プラチャー・ブラサートトーン王である。

(8) チャオ・ファーチャイ(治世1565年)第25代王

プラチャオ・ブラサートトーン王の息子であって、即位後僅か3-4カ月で、父の弟プラ・スタンマラーチャーと自分の弟プラ・ナーライによって殺害されている。

(9) プラ・シースタンマラーチャー(治世1656年)第26代王

即位してから、僅か2-3カ月後に、プラ・ナーライによって殺害され、プラ・ナーライが第27代王となった。

(10) プラ・ペートルーチャ(治世1688年-1703年)第28代王

プラ・ペートルーチャーは、プラ・ナーライの養子プラ・ピアと彼の息子であるチャオファー・アパイを殺害して、第28代王として王位に就いた。彼は、貴族であり王家の血筋を引いたものではなかった。

(11) クン・ルアング・ソラサック(プラチャオ・スア)(治世1703年-1708年)第29代王

クン・ルアング・ソラサックは、プラ・ペートルーチャ王が一般の貴族官吏の時代に生んだ子供である。プラ・ペートルーチャは、国王になった後、プラ・ナーライ王の妹であるチャオフ

ァー・クロムルアング・ヨーターティパラートとの間に子供を生んでいた。その名前をチャオファァー・クワンといった。プラ・ペートルーチャ王の病状が悪化した時、クン・ルアング・ソラサックは、このチャオファァー・クワンを殺害し、父王が崩御の後、第29代王に即位した。

(12) ソムデット・プラチャオ・ポロマコート(治世1732年-1758年)第31代王  
第29代王クン・ルアング・ソラサックには二人の息子いた。チャオファァー・ペートとチャオファァー・ポーンである。父王が崩御した時、ペートが第30代王プラチャオ・ターイサとして即位した。プラチャオ・ターイサには二人の息子、チャオファァー・アパイとチャオファァー・ポロメートがいた。ターイサ王が崩御した時、アパイとポロメート側と叔父のチャオファァー・ポーン側での権力争い起こった。両側とも兵力を投入して一週間も争った。ポーン側が勝利を収め、甥二人を殺害して、第31代王となり、プラチャオ・ユーホア・ポロマコート王と名乗った。

(13) プラチャオ・ウトウムポーン(治世1758年)第32代王

プラチャオ・ポロマコート王には正妻との間に三人の子供がいた。チャオファァー・クング、チャオファァー・エーカタット、チャオファァー・ウトウムポーンである。クングはポロマコート王が生存中に罰を受けて死亡していた。ポロマコート王は、崩御する以前に、賢明で、素行の良いウトウムポーンに王位を与えた。王が崩御した時、ウトウムポーンは、彼と敵対している腹違いの弟、クロムムーン・チットスーントーン、クロムムーン・スントーンテープ、クロムムーン・セーパックディを処刑している。

以上が、アユタヤー王朝時代における王位篡奪の概要である。16回、王位が奪われているが、その内、13回が流血をともなってものであることが、物語るように、その篡奪は、手段を選ばない、非常に激しいものであったことが知れる。

### c) 事例：プラチャオ・プラサートトーングの場合

タイの歴史では、これら王位篡奪をめぐる史実が、あまり詳しく記されていない。ここで、タイ歴史の中で、篡奪王として悪名高い、プラチャオ・プラサートトーングの権力の奪取ぶりを、日本人山田長政も関連があるので、イエルマイス・ファン・フリート(Jeremais Van Vliet)の記録からみることにしよう。(注16)

1633年、ファン・フリートはオランダ東インド会社で働くために、アユタヤーを訪れ、それ以来、徐々にその地位を高めて、1642年には、マラッカの総督の地位にまで上っている人物である。この王位篡奪についての話は、1640年末に書き上げている。彼が記録した時代は、まさに、プラチャオ・プラサートトーング王の時代(治世1630年-1655年)であった。

ファン・フリートが記述しているプラチャオ・プラサートトーングをめぐる話は、彼がタイに来る3年前に起こった出来事である。そのため、記述されていることは、他者からの口伝えであろうけれども、その内容は確かのように思う。というのは、起こったばかりの出来事であるし、当時のタイ歴史記述よりも詳細に記述されているからである。

第21代国王であるプラチャオ・ソングタムの治世は、1620年-1628年であった。このプラチャオ・ソングタム自身、プラ・エーカトツサロットの子供プラ・シーサーウパークから王位を篡奪して王位についた国王であった。

プラチャオ・ソングタム王、息子プラ・チェーターティラートがまだ15才の時に崩御した。

国を治めている当時、自分の弟ブラ・パンピーシーシンを副王に任命していた。しかし、崩御間近に迫った時に、ブラ・チェーターティラートに王位を継承させたいとの意向を表明して、オークヤー・シーウォラウングなる貴族に、ブラ・チェーターティラートが即位できるよう手助けをさせた。

ブラチャオ・ソングタム王時代に、日本人がアユタヤーに来て働いており、ついには日本人部隊の隊長(山田長政)が、オークヤー・セナーピムックにまで栄達している。

ブラチャオ・ソングタムが病氣となり、崩御も間近に迫った時、一部の貴族は、副王である王弟が王位につくものと考えていたが、国王とオークヤー・シーウォラウングは、王子に王位を継承させるべきであると考えていた。

ブラチャオ・ソングタムの死期が迫った時、オークヤー・シーウォラウングは、自分の兵に王宮の全ての入口を見張らせた。そのため、国王の容態を伺いに王宮に入れる貴族は一人もいなかった。その間、オークヤー・シーウォラウングだけがお言葉と勅令を受け取ってセナーボディー(大臣)会議で、それを発表する人間であった。ブラチャオ・ソングタム王の病状は良くなっているとの報道を故意に流し、(崩御しそうであったにもかかわらず)その一方で、日本人貴族オークヤー・セナーピムックを説得して味方とし、自分に味方する部隊を王都に配置し、国王は、ご病氣快癒後、行幸なされるのに兵士をお使いになるお考えであると言い触らした。

ブラチャオ・ソングタムは、9年間の治世後、38才で崩御された。オークヤー・シーウォラウングは、全ての貴族を王宮に召集して、国王は一時間前に崩御されたと発表した。しかし、大部分の貴族は、国王は、ずっと前に崩御していたが、オークヤー・シーウォラウングが隠していたのであろうと推測していた。オークヤー・シーウォラウングは、ブラチャオ・ソングタムは、息子に王位を継承させることを希望されていたということを明かにした。全ての貴族は、それに従わざるを得なかった。

ブラ・チェーターティラートが王位を引き継ぎ、新たな国王になった。まだ15才であった。国王の弟は、ペップリーに逃亡し、出家してしまった。

オークヤー・シーウォラウングは、ブラチャオ・ソングタムの弟を支持する貴族を掃討した。王弟の味方であると表明していた者は例外なく逮捕された。彼らは、頑丈な刑具でつながれ、家屋敷、財産に至るまで没収された。彼らの従者と奴隷も強奪された。高位の貴族達は、謀反を企てる者達への警告のため、頭、体、その他部分を切り刻まれ、何ヶ所かで絞首刑にされた。処刑された主な貴族には、象部隊の隊長であったオークヤー・カラーホームや、ムアング・テナセリムの領主であったオークルアング・タンマトライロック等が含まれていた。

オークヤー・シーウォラウングは、代わってオークヤー・カラーホームとなった。敵側の貴族が処刑されたり、位階を剥奪されて空位になっている地位に、新たなオークヤー・カラーホームが、自分の側近を代わりに任命した。

しかし、敵がまだいた。副王が逃げて出家していたのである。オークヤー・カラーホームは、僧侶に手をかけるまでの勇気がなかった。たたり(バープ)と人の呪いを恐れたためである。そのため、オークヤー・セナーピムックを派遣して、国王の権力を譲り受けて欲しいと伝え、騙してアユタヤーに戻らせようとした。副王は、それを信じてアユタヤーへ行くことにしたが、還俗するのは承諾しなかった。アユタヤーに到着した時、日本人が王宮全体に兵士を配置して、確

実に信用がおける状態にあると見せかけていた。彼は、それに騙されて還俗した。還俗するや直ちに逮捕されて、結局は殺害されてしまった。

その後、オークヤー・カラーホームは、権力を奪おうと、しばしば貴族達と密会を重ね、多くの貴族を味方に引き入れ、日本人貴族までも説得して味方にした。しかし、大きな権力を有する一人の貴族オークヤー・カムヘーングを説得することができなかった。それは、彼が王室に深く忠誠を誓う人間であったからである。その彼も、結局はオークヤー・カラーホームと弟が、ある方策をもって説得し、ついには承諾した。その方策というのは、オークヤー・カラーホームと弟を彼の養子としてもらい、権力の奪取後にオークヤー・カムヘーングを国王とするというものであった。忠誠心の厚いオークヤー・カムヘーングも承諾し、それ以後は、始終オークヤー・カラーホームに従うとの誓いの血を飲んだ。

国王の側は、まだ15才の年齢であったとはいえ、もう成年に成り始めており、オークヤー・カラーホームが人と密会していることを知っており、信用していなかった。しかし、オークヤー・カラーホームは、オークヤー・ブラクラングに自分を疑わないように国王を説得させた。しかし、国王は信用しなかった。

機が熟した時、オークヤー・カラーホームは兵を従えて王宮を占拠した。王宮警備兵と戦闘になった。オークヤー・カラーホーム側は、オークヤー・ブラクラングを王宮内に送り込んで、国王に忠誠を誓うふりをしながら、こっそりと王宮の門を開けさせ、オークヤー・カラーホームの兵は王宮に入って占拠することができた。その時、国王は王宮外に逃亡した。

オークヤー・カラーホームは、財宝、王室財産を集めて忠誠を誓ってくれた味方や手下に分配した。オークヤー・カムヘーングの方は、自分が国王となり、王座に就くものとばかり思っていた。オークヤー・カラーホームは、自ら国王になろうと考えていたが、その心の内をひた隠しにしていた。そして、11才の先王の次男である王子を代わりに国王にしないと、人々から非難を浴びるであろうと言った。その後、プラ・チェーターティラート王を捜し出して、貴族の会議においてどうすればよいかを話し合った。会議にて国王を殺害することで意見の一致をみたが、オークヤー・カラーホームはわざと反対のふりをし、仕方なく、大多数の意見に従うという態度をとった。そして、国王は処刑され、国王の母君も処刑された。

その後、国王の派に属していた者全てを処罰され、大部分の貴族は追放されたり、その地位を剥奪されたり、他のクロムに移動させられたりした。処刑された者の財産、またその他没収された財産は、オークヤー・カラーホーム派の者達に分配された。

多くの敵側の貴族を排除した後は、オークヤー・カラーホームは、11才のプラ・チェーターティラートの弟君をわざと王位に就かせることにした。それは、オークヤー・セナーピムック(山田長政)が、元の国王の子供が生きている限り、他の者が国王になることを承諾しないと言っていたからである。これは、日本人の忠誠心についての考え方の違いからであった。

オークヤー・カラーホームは、オークヤー・セナーピムックに従い、プラ・アーティットを招請し王位に就かせることにしたが、彼は、二人の主要なる敵を追放しようと考えていた。その一人が、自分自身の部隊を有する、意見の具申者のオークヤー・セナーピムックであった。彼は計略にはまってムアング・ナコン・シータンマラートに送られて、領主となった。もう一人は、オークヤー・カムヘーングであった。彼の方は、自ら国王になろうとした罪で、若い国王に処刑

を命じられ、その罪を言い渡しのが、かつてこのオークヤー・カムヘングの養子になるといったオークヤー・カラーホーム自身であった。

刺を抜き去った後、オークヤー・カラーホームは、即位してから僅か36日から経っていない若い国王を殺害し、自ら国王として君臨することになった。彼は、政敵を一人ずつ片付けて、ことを成し遂げ、何ら動揺するところがなかった。ファン・フリートの記録によるとオークヤー・カラーホームは感情を隠すのがうまく、怒っても感情を隠し、味方と敵を分別する鋭い目を持っていたという。手下や従者が、うまく身代りになって死んでくれたし、手強い敵も直接衝突するのではなく、先ず味方につけるようにした。それでも反抗する者に対しては、排除することができると分かった、徹頭徹尾排除してしまっている。

国王になってからのオークヤー・カラーホームは、プラチャオ・プラサートトーンという名前でよく知られるようになった。この国王の残酷さは、前の国王の母君の殺害に泣いている母君の侍女二人を殺害したことからも窺える。許しを願いでる者がいても、国王は、その二人の侍女の髪をつかみ、水辺に引きずって行って、柱に縛り付けて首の周りにカヤツリグサを巻き付け、足が地面に着かないように縛り付けて、体を二つに切断し、道具を口に差し込んで開けさせた。姉妹である二人の侍女の父親が、子供達の死骸にすがって泣きつくとき、国王は、この男の体じゅうを切りつけ三脚柱に吊り上げた。

日本に送り返されることになっていたオークヤー・セナーピムックも、国王の陰謀にあって掃討された。ナコン・シータンマラートの前領主に日本人を掃討して、以前のように領主になるよう、ひそかに命を下していたのである。

かつて、権力奪取を助けた貴族も、バラミーが有りすぎると見られる者は、国王がなにかと問題を探し出して掃討している。掃討された貴族の中には、プラ・チェーターティラートとの戦いで同士であった、オークヤー・ブラクラングも含まれていた。

王位打倒の企みを封じるために国王は、貴族が互いに訪問し合わないようにし、大声で話すか、もしくは何を話したか証言できる他者の面前である以外は、二人で会って話をすることを禁じた。国王の徹底した防御策と疑い深さから、貴族は国王の打倒の道を失った。

ファン・フリートは、プラサートトーンが崩御する前に記述を終えている。1642年にマラッカ総督となったからである。そして、1646年にはオランダに帰っている。プラサートトーン王の方は、1656年まで統治を続け、その治世は27年に達した。

以上、アユタヤ王朝を通じての王位争奪の状況を見てきたが、幾つかのてんが気が付かれたと思う。先ず、気付くのは、われわれ日本人の場合、すぐ天皇と比較してしまうからかもしれないが、国王の息子であるということは、王位継承者であるという保証には全くなかったということである。国王の息子であるということが、かえって災難であって、父王が崩御した時に、何人も王子が殺害の憂き目にあっている。

次に気付くのは、王位争奪で敗れた側は、貴族官吏ならばその身分を剥奪されて財産、奴隷も没収されるか、処刑されている。そして、勝利者側は、敗者側の貴族官吏の財産、奴隷、官位等を獲得することになる。従って、王位の争奪は、単なる王位の問題だけでなく、配下の貴族官吏にも及ぶ問題であった。プラチャオ・ソングタムの寵愛を受けて、高級貴族官吏にまで出世した山田長政が、結局は、プラチャオ・プラサートトーンの策略で毒殺されているのも、その一例



である。

ファン・フリートの記述から気付くのは、王位を奪うために、卑劣なる策が弄され、慈悲もなく敵を処刑し、さらに、徹底した敵側の掃討が行われていることである。

### 近代化と王制イデオロギー

アユタヤー王朝における王制イデオロギーの創出は、仏教とバラモン教の王権思想を使って、王権を粉飾することから始まった。仏教の正法王思想とバラモン教の神王思想を統合したブダ王思想をもって、民衆の抱くサイヤサートの二元的世界を媒介する存在として、国王を位置づけた観念の体系、それがタイの王制イデオロギーであった。それによって、サクディ・ナー制度による国王の支配が正当化され、国王による専制的支配が、チャクリー王朝初期まで続くことになったのは、これまで見た通りである。

この王制イデオロギーが、ラーマ4世による門戸開放以降の近代化過程で、危機を迎えることになる。ラーマ4世、5世による一連の近代化政策が、絶対的権力を持った国王による上からの近代化という方向で進められたが、それによって、これまで国王の絶対的権力を保証してきた神王思想の側面、すなわち国王の神霊性(クワーム・サクシット)が衰退するという結果を招き、二元的世界を媒介する存在としての国王の地位が揺らぐようになった。

ラーマ4世は、行政面で、王族と貴族官吏の業務を分割し、王室の権力を強化して、宮廷内の保守勢力を押えながら、西洋への開国を進める一方、多数の外国人を顧問に雇用して、西洋の知識、技術を摂取している。本格的な上からの近代化は、ラーマ5世になってからである。特に、行政組織の全面的改組は、革命的といってもよいほどの大改革であった。それまで、各部局に未分化の形で分散していた各種の機能が、機能的に編成された新たな省庁の下に統合されて、省庁毎に一括統括されることになった。また、各省庁は、中央政府の命令で業務を行うようになり、また、地方に分散していた政治権力は、中央の支配下に置かれるようになって、行政の中央集権化が進み、国王は、現実的に絶対権力を握るようになった。しかし、そのことと裏腹に、王権の世俗化がみられた。つまり国王は神聖なる立場から、合理的に設定された行政担当者という世俗な立場へと移行せざるを得なくなった。

また、行政改革とともに、従来のギン・ムアング制度(国庫歳入の一部を給料代わりに、各行政機関が任意に使うことを認めた制度)という官吏給養制度が月給制度に改められ、それと並行して、月給を管理する国家財務局(ラッタサダーピパット)が設置されている。さらに、従来サクディ・ナー制度を支えてきた、プライ(賦役)制度、奴隷制度が廃止された。これらは、いずれも国王の神霊性を基盤として成立した制度であったが、これらの改革、廃止は、国王が神霊性を有する意義自体を減少せしめることになった。

このような近代化にともなう国王の神霊性の衰退を、カバーするために持ち出されたのが、スコタイ王朝時代のポー・クン思想である。これは、国を家族とみたと、父なる国王が、子供を慈しむように家族を構成する国民を統治するという思想である。このポー・クンという王権思想は、仏教の正法王によって王権を粉飾する以前の、スコタイ王朝初期の王権思想であった。

スコタイ王朝のポー・クン思想について、ククリット・プラモートは、次のように記してい

る。「スコタイ時代の行政は、王家を支えている原理と同じ原理が使われ、家庭というものが行政の重要な基礎となっていた。家族構成員は、その家族の長を戴き、相互に責任を負っていた。そして、すべての家庭が集まってムアング(小首長国)または国家となったのである。

ムアングの長、あるいは国王が家長の立場で統治を行い、すべての政治権力は国王の下に委ねられていた。国王は、民衆を幸福にしなければならなかったし、危急存亡の折りには、大黒柱となって、外敵から民衆を守った。そして、誠意をもって、いろんな紛争問題を解決し、国民に与えられている権限と自由を守った。さらに、国民が皆幸せに暮らせるよう、王自身、あらゆる知徳を身につける努力をされた。」<sup>(注17)</sup>

ブルットティサーン(Phuttisam Chumpon)は、ポー・クン思想を正法王思想と同義にとらえている。そして、神王思想と比べて、次のように述べている。

「概略すると、ポー・クン型は、支配者の道德律を重視するものである。すなわち、仏教の教義にもとづくトッサピットラーチャタム(十王法)の強調である。国王が行って来た善行を頼りに支配する型である。国王は勇敢で、賢明で、慈悲心を持ち、公正なる人であって、国王は、被支配者の身近な人であるとする王権思想である。」<sup>(注18)</sup>

ラーマ5世は、中央集権的な教育制度を導入して、王都の標準タイ語を使つての教育を行った。その教育を通じて、家族は互いに愛し、尊敬し合う文化共同体が発生する源であることを強調して、孝行、報恩を基盤にして、国民に、国を構成する家族の長の立場にいる国王に対して家長と同一の態度で接するよう求めている。

また、このようにスコタイ王朝のポー・クン思想を持ち出したのは、父なる王思想の復活と国王自身のカリスマ化によって、神靈性の衰退をカバーしようとしたのではないかと、ウイラサーング(Wilasang Phongsabut)は見ている。彼によれば、ラーマ4世が、国王の誕生日と戴冠記念日を国民の祝日とし、また、当時導入された写真、印刷、映写等の技術を利用して、国王と王妃の映像を全国津々浦々まで普及させた。これは、国王による一種の人間宣言ではあったが、国王は、ここから出発して、全ての国民に愛される国王を目指したのであるという。そして、また、国民の父であり、国民の指導者である国王自身の資質に対する情緒的帰依によって成立する支配、すなわち一種のカリスマ的支配への移行を目指したとみることができるとしている。<sup>(注19)</sup>

ラーマ4世以来の近代化にともなう、国王の神靈性の衰退は、それをカバーしようとする努力が払われたにもかかわらず、国王への批判となって現れた。ラーマ5世時代の末期、1889年に、日本で明治憲法が制定され、天皇を元首に、三権分立制、議会制度、臣民の権利保証など、立憲主義的諸制度が採択された。1908年には、トルコで、スルタン制を立憲君主制に変える革命が起こり、さらに、その2年後には、ポルトガルで、共和制を目指す革命が起こり、成功をみている。こういった海外の一連の動向は、タイ知識人を目覚めさせ、専制君主制に対する不満を貴族官吏の賛同を得て、ラーマ5世に立憲君主制への移行を要請するという事件が起こっている。また、当時の代表的知識人で、作家であり、思想家であるティエンワン(Thianwan)ように、国王の一連改革を次のように批判する民間人も現れるようになった。「これら一連の改革は、タイ社会の本質を改革したものではない。ただ単に、迫り来る植民地化の危機を逃れ、国王の権力を制度改革をもって強化し、中央集権化することによって、絶対化しようとしたに過ぎない。これらの改革は、決してタイを豊かな国にすることを目的とするものでないのである。鉄道にしる、

電気、電話にしる、公共事業というのは、政府の、特に国王のために行われたものであり、タイ民衆に還元される利益などは、皆無に等しい。」<sup>(注20)</sup>

さらに、ラーマ5世時代に、地方で農民反乱が多発しているのも、国王の神霊力の衰退を示すものといえよう。(1)1889年のパーパーブ・チェングマイ反乱、(2)1902年のギヤウ・ムアング・プレー反乱、(3)1891年-1892年にかけてのプーミーブン・パークイサーンの反乱、(4)1909年-1910年にかけてのプーミーブン・パークタイ反乱等である。この四つの反乱の中、(1)のチェングマイでの反乱は、徴税請負人の過酷な徴税に反対する農民が起こした反乱であり、(2)は、ビルマ人がシャン族の盗賊団を率いて、ムアング・プレーを略奪しようとした反乱である。その他の二つの反乱は、プー・ミー・ブン(有徳者)反乱と呼ばれるものである。それは、社会状況の不安、また一般庶民の困窮といったような状況の下で、非日常的力、超能力を有すると自称する人間が現れ、国王の徳の枯渇を訴えて、自らの超能力で、そのような不安、困窮から救出できるとして、民衆を集め、扇動して、政治権力を奪取しようとする反乱である。すくなくとも、ラーマ5世時代に、国王への反旗を翻す反乱が、二度も発生していることは、地方の民衆の世界において、国王の威力が衰退していたことを如実に示している。

ラーマ6世の時代に入って、1911年に、「ラッタナコーシン歴130年反乱団」事件が発生している。ラーマ6世が即位されて、一年余り経った時に、一部の軍人と民間人800人-1,000人が結集して協会を設立し、専制君主制から立憲君主制へ移行し、国王を憲法の下に置いて、その権力を削減する政治改革を意図したが発覚、失敗した。政府は、この協会の重要メンバーを含む106名の容疑者を逮捕し、そのうちの92名を処罰した。この92名の内訳は、法務省所属官吏4名、海軍軍人3名、陸軍軍人85名であった。

この事件に象徴されるように、ラーマ5世時代に、すでにその萌芽がみられたのであるが、軍人、知識人の間に立憲君主制への移行を望む声が前国王時代よりもさらに強まってきていた。ラーマ6世は、立憲主義、民主主義といった政治思想の風潮に対抗するために行ったのが、専制君主制を基本原理としての上からのナショナリズムの植え付けであった。従来、国王は、サンガ(仏教教団)、すなわち僧侶、寺院等を擁護して、功德を積み、また布施を行って慈悲を垂れ、儀礼等を通じて、その威力=神霊力を示す等して、具体的行為を通じて支配の正当化を図ってきた。この上からのナショナリズムの鼓吹は、観念的に国家、国王への忠誠を誓わせて、国民の意識を統合し、国王の支配を正当化しようとするものであった。

ラーマ6世は、国の統治に係わる一方で、美術、演劇、時事評論、作詩家、翻訳家、作家でもあった。彼は、数多くの論文、新聞論説、評論等を書き残している。彼は、この文筆活動を通じて、ナショナリズムを植え付け、国民統合の努力をしている。彼が残した文章から、彼が描いていたタイ国というのは、同一のタイ語を話し、古代から国の柱として仏教と共通の国王を戴く、文化共同体である。また、タイ国民というのは、四つの要素からなると考えていたようである。

1)タイ人であるとの意識をもって、タイ語を使って、タイ人として振舞う、2)タイ国王を国の元首として仰ぐ、3)タイの宗教=仏教を尊崇する、4)王制を支持する等である。要するに、国王が元首として君臨し、仏教が繁栄して、国民の信仰を集め、国王が敬愛されるような状況に、常にあるのが、タイ国であり、そのような状況を誇りとして、維持して行くのがタイ国民である

とする考えである。いふなれば、アユタヤー王朝以来の王制イデオロギーが造りだした国家、社会を誇りとして、維持して行くことであり、この王制イデオロギーの表象として、国家、宗教、国王という三つの要素を抽出したのである。そして、この三つの要素を三つの色で表示して作ったのが、現在使われているタイの国旗(トング・トライロング旗)である。(この国旗は1917年に制定され、赤は国家、白は宗教=仏教、青は国王を表している)

ラーマ6世が植え付けようとしたナショナリズムの内容について、ブルットティサーンは、次のように書いている。「そのナショナリズムは、王制を中核に置いたものとなっている。その思想の中で、タイ国民は、古代から周辺の他の民族とは違って、団結性を持って、障害や危険を乗り越えてきたという歴史を持っているとし、支配形態としては、軍隊と同じような形態であったとしている。民衆は古代から先天的に主権を与えられていたが、ただ民衆は、その権力を崇拜する国王に献上していたのであって、国王と国民は、分離できない一体なるものであるとしている。国王に対する忠誠は、外部と内部両面からの危険から国王を護るということを意味しているとして、現実以上に国家の独立、主権の危機を描き出し、国内に在住する外国人=華僑からの危機をも付け加えている。すなわち、経済制度を支配している中国人は、もし機会があれば、政治をも支配しようと虎視眈々と狙っていると述べている。また、共和思想も、中国から浸透し、国王に挑み、国を破壊するであろうと見ている。それで、国民を構成している者は、団結する必要があるとし、その団結は、規律を持ち、権力者である国王を容認し、さらに現存する社会状況を重視するような団結であるべきだとし、それと同時に、階層序列を有する社会状況を維持するために、仏教における業の思想を持ってきて使っている。さらに、仏教を信仰するならば、タイ国内の仏教存続のために、いつでも戦う用意をしておくべきであるという考えを明かにしている。このような性格を有するナショナリズムは、立憲議会制民主主義体制への移行要求とは、不可避的に対立し、すれ違うものであった。」<sup>(注21)</sup>

ここで、ラーマ6世が、述べている言葉で興味深いものをいくつか紹介しておくことにしたい。

国王について、次のように言っている。「タイ国には国王がただ一人ナーイ(主)である。」、「国王というのは、タイ民衆から選ばれて、権力をもらい受けた者である。国王を否定するという者は、自分達が献上した権力を否定することを意味し、自分自身を否定する行為である。故に、民衆は、国王に忠誠を誓うべきであり、国王の政治を批判したり、また国王に反抗すべきではない。」「国王は、ナーイ・ターイ(船長)であり、皆は力を合わせて協力し合わなければならない。ナーイ・ターイに背くことはできない。もし協力を拒否するならば、船から放り出し、水面に一人浮かべておけ、わざわざ船に乗せて、われわれの船を重くすることはない。」、「戦争が起こった時、軍隊が国王を最高者に戴いている時は、国王のいない軍隊より優れた守護霊(クワン)がつくものである。それ故、国王とは、例えば、わが国の国旗のようなものである。そうやすやすと降ろしてはならない。」

宗教について、次のように言っている。「タイ族は宗教を信仰すべきである。なぜなら、民族と宗教とは、たがいに深い関係にあるからである。民族が破滅すれば、宗教もなくなる。同様に、宗教が廃れ、民族の中に道徳がなくなれば、民族もやがて衰えて行くであろう。なぜなら、道徳を持たない民族は、破滅へ向かってどんどん衰退して行くからである。個人個人、そして集団が道徳を身につければ、その民族は、繁栄する。」、「宗教を篤く信仰している者は、勇敢な心を

持つものである。危険に遭遇しても恐れるようなことはない。」「仏法を全て知っている必要はない。ただ法の説く教えに従って行動することが大切である。軍人という義務を負う者は、“殺生するなかれ”という仏の教えに背くことを心配する必要はない。国を護るために戦うのであるからである。このことは、仏が禁じた事柄の中に入っていない。」(注22)

このような記述から窺えるのは、先ほどの国を支える三本柱、国家、宗教、国王を強調しての上からのナショナリズムの鼓吹は、アユタヤー王朝以来の政治的イデオロギーによって秩序つけられた社会、あるいはそのイデオロギーによって作り出されてきた支配原理を、歴史的前提として、そこに国家、国民の誇りを持たせ、その国家あるいは国王への忠誠心を喚起しようとするものに他ならなかった。

さて、ここで、話を少し前に戻して、ラーマ4世以来の近代化の進展によって、国王の神靈性が薄らいで行ったということ述べた。そして、その穴埋めに、国王は自らをカリスマ化しようと努力したのではないかという、ウイラサーングの意見を掲げておいた。この意見を否定するわけでないが、私としては、ラーマ5世による一連の行政改革によって、近代西洋の諸制度が導入されて、国家機構が整備され、専制君主である国王が、新しい国家機構(近代的行政組織、近代的軍隊と警察、近代的司法制度=裁判所と刑務所)という威力を持つようになり、神靈力という超自然的力を借りずに、二元的世界(デーチャ領域)を取り結ぶ存在になり得たのではないかと考えている。ラーマ4世が、歩兵、砲兵および海兵隊各一連隊からなるヨーロッパ式の小さな軍隊を編成しているが、本格的な軍隊を持つようになるのは、ラーマ5世になってからである。ラーマ5世は、兵制改革を行い、1905年、徴兵法を公布し、全国民に兵役を義務づけている。また、司法制度を改革し、さらに裁判所構成法を、1908年公布して、最高裁判所、上告裁判所、刑事および民事裁判所、警察裁判所を王都に設置し、地方には、地区および県裁判所を設置し、さらに必要な都市に国際裁判所を設置している。バンコクの警察隊は近代化され国の全域にわたって仕事をするように業務を拡張され、刑務所の改革も、これと並行して行われている。(注23)

特に、ラーマ5世時代に行われた軍制改革によって、軍隊は王権を支える重要な機関となった。徴兵法で、国民は兵役が義務づけられ、国王は全軍の統帥権を握った。プライ制度(平時には賦役、戦時には兵役の義務を国民に課した制度)が廃止されたのに代わって、軍人を掌握して王権を強化することができた。

ラーマ6世の時代になって、軍隊と国王の間に不和が生じ、軍隊に不信感を抱くようになって、王自身が自らの軍隊“スアパー”(野虎隊)を創設して、この部隊に種々の特典を与えて、国軍よりも優遇している。このラーマ6世が軍について述べている言葉から、国王にとって、軍力がいかに重要なものであったか、理解することができる。「およそ国王に仕える官吏の中で、絶対に信用し、信頼しなければならないのが軍である。なぜなら、軍は唯一武器を持った人間の集まりだからである。それは、国家、宗教、国王を擁護するための組織である。よって、国王の意志に背くことは決してないということを確信できる軍でなければならない。」、これがラーマ6世が、自らの軍隊を創設した理由でもあった。(注24)

1932年の立憲革命によって、権力を掌握した少壮軍人、官僚という新支配階層は、支配の正当性の問題につきまといわれた。国民の主権を国王が預かって、それを行使するという、古来の統治形態をとれなかったからである。新支配階層は、国民が彼らの統治を容認するような、政治

的イデオロギーを探し求めなければならなかった。結局は、この1932年以前の近代化過程で、国王が使ったものを使わざるを得なかった。すなわち、それは“ポー・クン”、“国家、宗教、国王”である。これに、1932年のクーデターが、専制君主制から立憲君主制への移行を掲げてのものであっただけに、“憲法”、“議会制民主主義”を加えて、この四つの言葉を、その時代に応じて、その状況、その状況で、正当性のシンボルとして掲げて使い分け、武官、文官による支配を国民に認めさせようとしてきている。この全ての言葉が同じ政治指導者によって、使われることさえみられていた。特に、いつも権力の正当化のために利用されてきたのが、ラーマ6世によって作り出された、国民統合のシンボル“国家、宗教、国王”であった。サクディ・ナー制国家の王制イデオロギーが、近代国民国家の形成にあたって、専制君主によって、国民統合のシンボルとして、再び装いを変えて、“国家—宗教—国王”の型で使われた。そして、それが、さらに立憲君主制になっても、使われてきたということである。

一方、ラーマ5世以降の近代国家形成過程でみられた近代的国家機構＝行政機構、軍隊と警察、裁判所と刑務所等を使つてのデーチャ領域との結びつきも、1932年以降受け継がれることになる。これについては、後でふれることにしたい。

このラーマ6世以来の“国家、宗教、国王”が、国民統合、ナショナリズムのシンボルとして、如何に使われてきたか、つまりこのシンボルが如何に、国民の意識に定着しているかを物語る調査結果があるので、紹介しておきたい。

1984年12月17日から20日にかけて、地区(タムボン)と村落レベルの地方指導者の代表会議が、総理府長官チャー・マヌタム(Charn Manutham)の呼掛けで、歴史的に初めてバンコクで開催された。その主たる目的は、タイ国に地方指導者連盟組織を設立することについて、地方指導者から直接意見を聞くことであった。中部、北部、東北部、西部、南部の5地域から、360名の代表が参加した。その中には、タムボンの指導者カムナン、村長あるいは村長代理、タムボン(郡)専属医師、カムナン助手等が含まれていた。この会議の参加者全員に、地方指導者の国民感情(nationalistic sentiments)を調査するため10項目にわたる質問事項を記載した調査票を配布し、会議の合間に記入回答してもらっている。配布してから二時間後に、それを回収して、360人中、294名の人から回答を得ている。回答者の年齢構成は、41才—55才の間の人70.7%で、41才—60才で見れば、80.0%となっている。また、回答者の教育レベルは、あまり高くなく、初等教育(4年)だけという学歴が、68.7%、初等教育(7年)が10.9%、中等教育(3年)までの学歴を持つ者が15.3%で、ここまでの学歴を持つ人が、全体の94.9%と圧倒的多数を占めている。

この人達に“国民の誇り”(national pride)と“国民感情”(nationalistic sentiments)について質問している。その結果、地方指導者が“国民の誇り”を高く持っていることが分かった。一つの質問事項は「選択できるとすれば、どこ国で生まれたいか?」という質問に、タイと答えた人が242人、82.3%を占めた。また、同様のカテゴリーの質問で、「生まれ変わるとすれば、どこの国で生まれたいか?」という質問では、277人、94.2%がタイと答えている。次に、このタイへの感情が、どのような要素で構成されているのかを調査するために、自分が誇りとするものを挙げよとの質問に対して、最も多かったのが、“国家、宗教(仏教)、国王”を三点セットで挙げた人で、全体の49.3%を占めた。この三つの要素のいずれかを挙げ

た人を加えると、全体の63.8%に達している。その他では、“民主主義”を挙げた人が2.4%、“国の繁栄”を挙げた人が1.0%程度となっている。(注25)

この調査対象になった人達は、地方指導者ではあるが、教育水準からみて、一般民衆に近い人達といってよいであろう。この人達の“国民としての誇り”が、圧倒的に“国家、宗教、国王”であったということは、これが支配を正当化するためのイデオロギーとして使われてきた、“国家、宗教、国王”が、民衆に、如何に浸透し、定着しているかを物語っている。このような回答に対して、総理府長官の主催する会議であって、政府が喜ぶような回答をしておこうとしたのではないか、あるいは、真実そのように思っているのか、疑問に思う人がいるかもしれない。この疑問に対して、この調査を引用して分析しているリキット(Likhit Dhiravegin)は、次のように述べている。「確かに、その問題は、さらに調査をしてみない限り、明確な回答を得ることができない。しかし、民衆の福祉に関して王室が、積極的な役割を果たし、また、国王が地方各地を巡幸され、また、王室のメンバーが、農村の中にまで入って行かれるようなことがあって、地方の指導者は、それらを見て、現実を感じていること、真実思っていることを表現したとみる方が、妥当なように思う。」(注26)

以上、述べて来たことを要約すると、次のようになろう。ラーマ5世に始まるタイの近代化の過程、つまり近代国民国家の形成過程で、アユタヤ以来の王制イデオロギーは否定されることなく、温存された。特に、ラーマ6世が上からのナショナリズムの鼓舞のため、また国民統合のシンボルとして、王制イデオロギーを表象化して、“国家—宗教—国王”を使ったことは、1932年以降の立憲君主制時代にまで、王制イデオロギーを温存せしめることになった。王制イデオロギーの温存は、いうまでもなく、王制下の支配原理の温存、継承を意味した。その点についての検討とその後の議論の展開は、紙数の都合により次号に譲ることにしたい。

(注1)(1) Hanks, Lucian M., Thai Social Order as Entrourage and Circle, in *G. William Skinner & A. Thomas Kirsch, Change in Thai Society*, Cornell Univ. Press(Ithaca), 1975, pp.197-218.

(2) Akin Rabibhadana, Khrong Sang Sangkhom Thai lae Phanha kiaw kap Kasettakon na i Kan Phatthana, in *Mahawithayalai Thammasat ed. Kaw to Pai khong Sangkhom Tai, 1980*.

(注2) Wanrak Mingmaninakhin, Kan Phatthana Chonnabot Thai, Nagsu thi Rulak Sattracan Dr. Puai Ayukhrop 72pi Mua Wan thi 9 Minakhom 2531, Samnak Phim Mahawithayalai Thammasat(Bangkok), 1988, p.p.71-77.

(注3) John Girling, Interpreting Development; Capitalism, Democracy, and The Middle Class in Thailand, Southeast Asia Program, Cornell Univ. Ithaca, New York, 1996, p.56.

(注4) Clark D. Neher, Thailand, in Neher, *Southeast Asia in the New International Era*, Boulder, Colo. Westview, 1991, pp.44-45.

(注5) Ernst W. Gohlet, Power and Culture: The Struggle against Poverty in Thailand, Bangkok, White Lotus, 1991, p.22.

(注6) Khana Phu Riap Rieng(Thanom Anamvat & others), Prawatisat Thai; Tanta Samai Rak con thung Sin Ayuthaya, Phak Wichat Prawatisat, Mahawithayalai Sinakharinwirot(Bangkok), 1979, p.262.

(注7) Silacaruk Wat Pamamuang Phasa Thai(Lak thi 1) Puttasakkarat 1904(第5碑文), in Caruk Samai Sukhothai, Krom Sinlapakhon Cat Phim(Bangkok), 2529(1986), p.p.40-50.

(注8) (1)Kotmai Tra Sam Duang, Ong Kankha kong Khurusapha.

(2) Sombat Cabsang,Sasana kab Kanmuang, Kosangket Buangton wa duai Udomkan lae Withesobai khong Prabat somdet Phraphutyotofa CulaIok in Ratatan, 50pi Prathet Thai, Vol.14, No.3-Vol.15, No.1, p.p.22-128.

(注9) Sombat Chantornvong & Chaianan Samutwanit, Khwam khit thang Kan Muang lae Sang k hom Thai, *Ekasan Wicai mai lak 6 khong Sathaban Thai Khadi Suksa*, Mahawithayalai Thammasat, Samnak Phim Bannakit, 2523, p.92.

(注10) Sombat Cabsang, Ibid.,p.p.22-128.

(注11) Kay Mitchell Calavan, Princes and Commoners in Rural Northern Thailand ; The Case of Cao Mahawong in *K.Ishwaran ed., Contributions to Asian Studies, Volume 15, Royalty and Commoners : Essays in Thai Administrative,Economic,and Social History*, Leiden,The Netyerlands,E.J.B rill,1980,p.p.80-81.

(注12) Natwithi Sutthisongkhram: Wannakam Paktai, Bangkok,Rongphim Phiknet 2522,p.73.

(注13) Prachumphongsawadan, Phak thi 63,Lem 37, Khuruspha ,2512,p.128-34.

(注14) アユタヤー王朝歴代王とその治世

(1) プラチャオ・ウートーング 1394年—1369年

(2) プラ・ラーメスワン、彼は二度即位している。一度目は僅か一年で、クン・ルアング・パラグアによって退位させられている。パラグアが死去した時、プラ・ラーメスワンはプラチャオ・トーングランから王位をさん奪して、1370年—1395年間王位についている。

(3) クン・ルアング・パグア(ボロマラーチャティラート一世) 11320年—1388年

(4) プラチャオ・トーングラン 1388年に7日のみ王位につく。

(5) プラ・ラーマラーチャー 1395年—1409年

(6) プラ・ナカリントラーティラート 1409年—1424年

(7) プラ・ボロマラーチャー二世(チャオ・サムブラヤー) 1424年—1448年

(8) プラ・ボロマトライローカナート 1448年—1488年

(9) プラ・ボロマラーチャー三世 1488年—1491年

(10) プラ・ラーマーティボディー二世 1491年—1529年

(11) プラ・ボロマラーチャティラート4世 1529年—1533年

(12) プラ・ラッサダーティラートクマーン 1533年(5カ月)

(13) プラ・チャイラーチャーティラート 1533年—1546年

(14) プラ・ケーウファー 1546年—1548年

(15) プラ・マハー・チャッカラパット 1548年—1568年

(16) プラ・マヒントラーチャー 1568年—1569年

(1569年、第一回目のアユタヤー王朝の崩壊)

(17) プラ・マハータンマラーチャー 1569年—1590年

(18) プラ・ナレスワン 1590年—1605年



- (19) プラ・エーカートツサロット 1605年-1620年  
 (20) プラ・シーサーウワパーク 1620年  
 (21) プラチャオ・ソングタム 1620年-1628年  
 (22) プラ・チェーターティラート 1628年-1629年  
 (23) プラ・アーティットウオング 1629年-1630年  
 (24) プラチャオ・ブラサートトーング 1630年-1655年  
 (25) チャオ・ファーチャイ 1655年-1656年  
 (26) プラ・シースタンマラーチャー 1656年(3カ月)  
 (27) プラ・ナーラーイ 1656年-1688年  
 (28) プラ・ペートルチャー 1688年-1703年  
 (29) クン・ルアング・ソラサック 1703年-1708年  
 (30) プラ・ピミントララーチャー 1708年-1732年  
 (31) プラチャオ・ボロマコート 1732年-1758年  
 (32) プラチャオ・ウトウムポン 1758年  
 (33) プラチャオ・エーカートット 1758年-1767年  
 (1767年、第二回目のアユタヤー王朝崩壊、アユタヤー王朝の終末)  
 (注15) Narong Sinsawat: Phrutikam Jaeng Amnat nai Sangkhom Thai, Ekasan Thang Wichakan Maikek 49, khana Ratthasat Mhawithayalai Thammasat, 1986.)  
 (注16) Kong Wannakadi lae Prawattisat, Krom Sinlapakon : Ruang Cotmai Het Wanwatit, Prachum Phongsawadan Phak thi 79.  
 (注17) Khukrit Pramot : Kan Pokkroong Samai Sukhothai in *Prawattisat lae Kan Muang Nangsu am prakop Wicha Phun Than Anrayatham Thai*, Mahawithayalai Thammasat, 1973, p.34.)  
 (注18) M.R.O. Phutthisan Chumphon, Kansachat kap Kanmisuamruam thang Kan Muang ; Karani khong Thai in *Warasan Sangkhomasat, Pi thi 24, Chabap thi 1, Mesayon 2530* , p.51.  
 (注19) Wilasang Phongsabut : Ekasan Kamson Wicha 110 220 Arayatham Thai, Khana Aksonsat, Chulalongkon Mhawitthayalai, P.S.2532, p.48.)  
 (注20) ティエンワンが主筆していた新聞、Tulawipakphotcanakit= 1900-1906, Siriphotcanaphak= 1908 に掲載。Chanan Samutwanit : Saraniphon khong Tianwan, Phranakhon, 1974. および Chanan Samutwanit: Kan Muang - Kan Prianplaeng thang Kan Muang Thai, P.S.2411-2475, Krung Thep , Samunakphim Bannakit, 2523, p.42.  
 (注21) M.R.O. Phutthisan Chumphon, op.cit., p.54-55.  
 (注22) Walter F. Vella, Chaiyo!; King Vajiravudh and The Development of Thai Nationalism, (1978) The Univ. Press of Hawaii, Honolulu.  
 (注23) Rong Syamananda : A History of Thailand, Bangkok, Chulalongkorn Univ., 1973.)  
 (注24) Walter F. Vella : op. cit  
 (注25) Likhit Dhiravegin : Thai Politics; Selected Aspects of Development of Chande, TR I-Sciences Publishing House, Bangkok, 1985, p.p.393-398.  
 (注26) Likhit Dhiravegin, op.cit, p.397.



